

ID: 210

担当部署: 都市整備課

処分の概要	用途廃止の承認		
例規名 根拠条項	高根沢町法定外公共物管理条例施行規則 第9条		
例規番号	平成17年規則第16号		
【基準】 第9条の規定による。 (用途廃止の申請) 第9条 条例第19条第1項の規定による用途廃止しようとする者は、法定外公共物用途廃止申請書(様式第9号)に必要な書類を添えて申請しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日